

# 特別養護老人ホーム整備の 基本方針に関するアンケート調査

2010年8月17日



特定非営利活動法人

特養ホームを良くする市民の会



自治体アンケート調査・集計内訳1「都道府県」

(注)本表は「○」印のみ集計し、「△」印等は「理由欄」に記入した。

自治体	①全室個室ユニットのみ	②個室多床室併設のみ ユニット	③多床室のみ	①全室個室ユニット	②個室ユニット・多床室併設	①全室個室ユニット	③多床室	②個室ユニット・多床室併設	③多床室	①全室個室ユニット	②個室ユニット・多床室併設	③多床室	④無回答
	1 北海道	○											
2 青森県					○								
3 岩手県													
4 宮城県					○								
5 秋田県	○												
6 山形県							○						
7 福島県	○												
8 茨城県													
9 栃木県	○												
10 群馬県													
11 埼玉県					○								
12 千葉県					○								
13 東京都					○								
14 神奈川県					○								
15 新潟県	○												
16 富山県	○												
17 石川県					○								
18 福井県					○								
19 山梨県					○								
20 長野県													
21 岐阜県	○												
22 静岡県													
23 愛知県	○												
24 三重県	○												
25 滋賀県	○												
26 京都府	○												
27 大阪府	○												
28 兵庫県	○												
29 奈良県	○												
30 和歌山県					○								
31 鳥取県	○												
32 島根県	○												
33 岡山県	○												
34 広島県													
35 山口県	○												
36 徳島県					○								
37 香川県					○								
38 愛媛県	○												
39 高知県					○								
40 福岡県	○												
41 佐賀県	○												
42 長崎県					○								
43 熊本県	○												
44 大分県													
45 宮崎県					○								
46 鹿児島県													
47 沖縄県	○												
小計	23	0	0	15	2	0	7	0					

都道府県庁

自治体アンケート調査・集計内訳2「政令指定都市」

(注)本表は「○」印のみ集計し、「△」印等は「理由欄」に記入した。

自治体	① 全室 個室 ユニットのみ	② 個室 多床室 併設 ユニットのみ	③ 多床室のみ	① 全室 個室 ユニット	② 個室 多床室 併設 ユニット	① 全室 個室 ユニット	③ 多床室	② 個室 多床室 併設 ユニット	③ 多床室	① 全室 個室 ユニット	② 個室 多床室 併設 ユニット	③ 多床室	④ 無回答
1 札幌市 (北海道)	○												
2 仙台市 (宮城県)	○												
3 さいたま市 (埼玉県)	○												
4 千葉市 (宮城県)	○												
5 横浜市 (神奈川県)	○												
6 川崎市 (神奈川県)				○									
7 相模原市 (神奈川県)		○											
8 新潟市 (新潟県)	○												
9 静岡市 (静岡県)						○							
10 浜松市 (静岡県)	○												
11 名古屋市 (愛知県)	○												
12 京都市 (京都府)	○												
13 大阪市 (大阪府)	○												
14 堺市 (大阪府)						○							
15 神戸市 (兵庫県)	○												
16 岡山市 (岡山県)	○												
17 広島 (広島県)	○												
18 北九州市 (福岡県)	○												
19 福岡市 (福岡県)	○												
小計	15	1	0	1	2	0	0	0	0	0			
合計	38	1	0	16	4	0	7	0					

政令指定都市

# 特養ホーム整備の基本方針に関するアンケート調査・集計

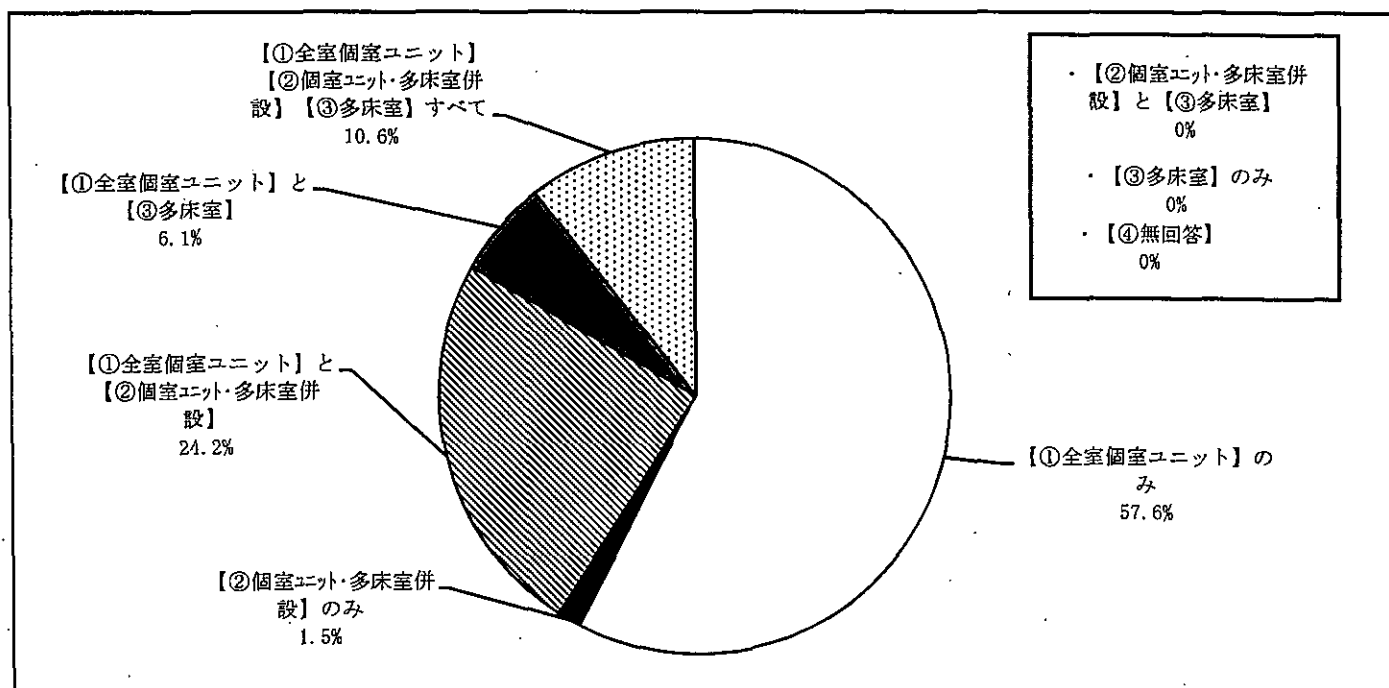
## 1. アンケート調査の対象

アンケート調査対象		回 答		
1	都 道 府 県	47	47	100%
2	政令指定都市	19	19	100%
3	無 回 答	0	—	—
計		66	66	100%

## 2. 特養整備に関する基本方針

(注)本表は「○」印のみ集計し、「△」印は「理由欄」に記入した。

特養ホーム整備の基本方針	回答計 (全調査対象: 母数66に対する比率)		内 訳			
			都道府県		政令指定都市	
			(全都道府県: 母数47に対する比率)		(全政令指定都市: 母数19に対する比率)	
1 【①全室個室ユニット】のみ	38	57.6%	23	48.9%	15	78.9%
2 【②個室ユニット・多床室併設】のみ	1	1.5%	0	0%	1	5.3%
3 【③多床室】のみ	0	0%	0	0%	0	0%
4 【①全室個室ユニット】と【②個室ユニット・多床室併設】	16	24.2%	15	31.9%	1	5.3%
5 【①全室個室ユニット】と【③多床室】	4	6.1%	2	4.3%	2	10.5%
6 【②個室ユニット・多床室併設】と【③多床室】	0	0%	0	0%	0	0%
7 【①全室個室ユニット】【②個室ユニット・多床室併設】【③多床室】すべて	7	10.6%	7	14.9%	0	0%
8 【④無回答】	0	0%	0	0%	0	0%
計	66	100%	47	100%	19	100%



自治体アンケート調査・集計「理由」欄

〔参考〕

※理由は基本方針で「○」印がつけられた欄に記入し、「△」印等は同欄に(注)として記入した。

「×」は無記入とした。

1. 【①全室個室ユニット】のみの自治体

- |                                                                                                                                                                                                                                   |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (1) 原則、ユニットの方針であるが地域の特別な事情がある場合に、必要最低限の範囲で多床室の整備を認めることがあり得る。<br>(注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】に△表示で、既存施設の改築時のみと記入あり。                                                                                                                      | (北海道) |
| (2) 国の基本方針を原則としているため。                                                                                                                                                                                                             | (秋田県) |
| (3) 原則として居室に近い居住環境で生活できるユニット型個室の整備を促進する。なお、地域の特別な事情がある場合は、多床室の整備についても配慮することとし、利用者側の多様な選択が可能となるよう取り組む。                                                                                                                             | (福島県) |
| (4) 個別ケアに有効であること。<br>他県に比べユニット型の整備率が低位であること。                                                                                                                                                                                      | (栃木県) |
| (5) ただし、地域の実情によって一部多床室とすることも否定してはいません。                                                                                                                                                                                            | (新潟県) |
| (6) 個室・ユニット型個室化の推進を基本としている。                                                                                                                                                                                                       | (岐阜県) |
| (7) 県の第4期計画に基づき個室ユニット型の整備を原則とする。改築等で入居者処遇に特段の事情がある場合は個別に検討する。                                                                                                                                                                     | (愛知県) |
| (8) H23年度第4期介護保険事業支援計画の定めるところによる。                                                                                                                                                                                                 | (三重県) |
| (9) (注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】欄…ユニット型と多床室併設については市町村の要望を踏まえつつ検討中。                                                                                                                                                                      | (京都府) |
| (10) 省令基準第43条及び解釈通知において一部ユニット特別養護老人ホームについては、平成15年4月1日に現存する特養の同日以降の改修、改築又は増築をする場合にのみ認められるとされていること。また、厚生労働省告示において、平成26年度の目標値として特養の個室・ユニット化割合を70%以上とすることとされていることから本府としても個室・ユニット化を推進している。<br>(注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】に△表示があり、理由欄は上記に含む。 | (大阪府) |
| (11) 平成26年度に特養のユニット化割合を70%以上とすることを目指した国の方針に従って、整備を進めるため。                                                                                                                                                                          | (兵庫県) |
| (12) 個室ユニットの整備を優先。(多床室の整備を否定するものではないが…)<br>(注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】【③多床室】に△表示あり。                                                                                                                                                    | (鳥取県) |
| (13) 高齢者の尊厳の保持や家庭的な生活空間を継続していく観点から、原則として個室・ユニット化を促進していく。                                                                                                                                                                          | (島根県) |
| (14) 国の整備方針に準ずる。<br>(注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】に△表示があり、理由欄に以下の記入あり。平成22年度の整備分より、利用者の多様なニーズにも応じられるよう認めることとした。ただし個室ユニットの整備割合が50%以上の場合に限り補助対象を個室ユニットの定員数を基礎としつつ整備を認めることとしている。                                                             | (岡山県) |
| (15) 国の方針と同様に、県もユニットを推進しているため。<br>(注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】【③多床室】に△表示があり、理由欄に以下の記入あり。<br>【②個室ユニット・多床室併設】…平成14年以前の施設については国の方針どおり認めているが、多床室については補助対象としていない。<br>【③多床室】…最近、事業としてなく、補助対象としていない。                                           | (山口県) |

- (16) 本県では、第4期介護保険事業計画において、以下のことなどを基本方針としている。 (愛媛県)
- ・施設整備方針について…特別養護老人ホームなど介護保険3施設の新設・増床は、原則として認めない。地域密着型特別養護老人ホームについて、市町が必要と認めるものは原則認める。
  - ・施設サービスについて…認知症高齢者への対応強化や個々人の暮らしの継続性を尊重する個別性の高いケアを実現する観点から、「個室・ユニット化」を推進する。
- (17) 県のユニット化率が2割程度しかないことから、ある程度の水準まではユニット化を推進する。 (福岡県)
- (18) 第4期介護保険事業支援計画の添付あり。 (佐賀県)
- [要旨]国の基本方針における目標を達成できるよう、個室ユニット型施設の整備推進のため、既存施設の個室ユニットケア施設への改築等を図っていきます。また、新たな施設整備については、個室ユニット型施設を基本とします。
- さらに、既存の介護老人福祉施設の個室ユニット型施設への転換促進を図る手段として、サテライト型施設の整備も促進していきます。
- (19) 個室ユニットの整備率が低いので、整備を進めるため。(H21.3.31現在のユニット型の割合 18%) (熊本県)
- (20) ユニットの割合が現行の水準より高まるように目標を設定し、促進している。 (沖縄県)
- (21) 国の方針による。 (札幌市)
- (22) 国の方針に基づく整備をすすめるもの (仙台市)
- (23) 国の方針に基づくもの。 (さいたま市)
- (24) 国の方針に従っているため。今後は多床室を含む整備について検討を行う予定。 (千葉市)
- (25) これから建設する特別養護老人ホームは個人の尊厳やプライバシーが配慮された全室個室ユニット型であるべきと考えます。 (横浜市)
- (26) (注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】【③多床室】は検討中。 (新潟県)
- 理由欄に以下の記入あり。  
緊急的に整備が求められている中、利用者ニーズ等を把握し、検討する必要があると考えています。
- (27) 入居者の更なる処遇向上を図る見地から、本市高齢者保険福祉計画においてユニット型個室での整備を進めているもの。 (名古屋市)
- (28) 原則、個室ユニット型。 (神戸市)
- やむを得ず多床室型で整備する場合、入居者のプライバシーが確保されるとともに個別ケアが可能となるような構造、将来、ユニット化が可能な構造とすること。  
【③多床室】…推進していないが拒否はしていない。受付はしているが申込はない。
- (29) 介護老人福祉施設の入所定員が合計数のうち、ユニット等施設の入所定員の合計数が占める割合を70%以上とするよう、国が目標を定めているため、本市もそれに沿った整備が必要だと考えるため。 (広島市)
- (30) 個人の尊厳を確保する観点から、全室個室ユニットを整備の基本と考えます。 (北九州市)
- (31) 国の方針がユニット推進であったため。 (福岡市)

2. 【②個室ユニット・多床室併設】のみの自治体
- (1) ユニットケア(個室)の整備を基本としていますが低所得者への配慮から一部多床室を取り入れる場合には、多床室の占める割合を施設全体の50%まで認めています。(相模原市)
3. 【③多床室】のみの自治体
4. 【①全室個室ユニット】と【②個室ユニット・多床室併設】の自治体
- (1) 地域の需要に応じた施設の整備を行うため。(青森県)
- (2) 施設は入所者にとって生活の場でありプライバシーに配慮した生活環境、個別ケアサービスの確保が必要である。ただし、個室ユニット型での整備を基本とするが、多床室は利用者や事業者からの要望があるほか、多くの方が入所を待っている状況にあり、地域の実情に応じて多床室整備も支援する事とした。(宮城県)
- (3) 居住環境の高いユニット型個室を基本として整備しますが、所得の低い方にとっては利用しにくい状況があります。特養の待機者が多い中で、現実には、入りたくても入れない方がいる以上、自治体の責任として、当面、一部ユニット型の整備も行わざるをえません。全室個室の特養も認めています。(埼玉県)
- (4) 【①全室個室ユニット】平成26年までにユニット化率70%以上という国の目標達成のため。(東京都)
- 【②個室ユニット・多床室併設】地域における特別な事情があり、合理的な理由がある場合は、総定員数のおおむね3割以内まで多床室を認める。
- (5) 入所待機者のニーズに対応し、選択肢を確保するため。(神奈川県)
- (6) 【①全室個室ユニット】…ユニット型が基本であるから。(石川県)
- 【②個室ユニット・多床室併設】…地域における特別な事情もあるため。
- 【③多床室】…未検討。
- (7) 県の第4期介護保険事業計画における整備方針の添付あり。(福井県)
- 【要旨】将来入所する団塊世代のライフスタイル等も考慮するとともに、ユニットケアについては認知症の症状の安定化に有効であることから、改築等に当たってはユニット型施設の整備を事業者に働きかけます。また、入所者の経済状況や地域の実情などに応じて、必要な範囲で多床室も確保します。
- (8) 【①全室個室ユニット】に○印、【②個室ユニット・多床室併設】の改築は○印、創設・増築は×印あり。(山梨県)
- 理由欄は以下の通り。在宅に近い居住環境の実現、プライバシーの確保、個別ケア推進の観点からユニット型の基準創設後、一貫して創設、改築については当然すべてユニット型が望まれるが、現行制度化では改築後にユニット型個室に再入所できなくなる既存入所者が生じる。この点を踏まえ、低所得者の再入所に配慮する場合にのみ、一部多床室の整備を認めている。ただし、この場合においても、多床室は準ユニットケア加算算定可能な設備とする場合にのみ補助することとしており、可能な限り、居住環境の向上、プライバシーの確保、個別ケアの推進を図ることとしている。
- 【③多床室】…上記理由により認めていない。(補助対象としていない)
- (9) 【②個室ユニット・多床室併設】…個室ユニットを優先しているが、地域の実状に応じて多床室も補助の対象としている。(和歌山県)
- (10) 従前施設の改築であれば、一部ユニット型が認められるため。(徳島県)
- (11) 基本方針としてはユニット型であるが、併設型も地域の実情に応じて認めるべき。(香川県)

- (12) 個室ユニット化を基本としているが、一律に個室ユニット型ということではなく、一部多床室で確保するなど、地域の実情に応じた整備を進める。 (高知県)
- (13) 【①全室個室ユニット】…(※改築について) (長崎県)  
【ユニット・多床室併設】…(※改築について)ユニット化を推進すると共に、利用者の様々な居室形態へのニーズに対応するため。
- (14) 市の高齢者実態調査では、個室よりも多床室の利用希望が多いため、地域の実情に応じた整備を行う必要がある。 (川崎市)
5. 【①全室個室ユニット】と【③多床室】の自治体
- (1) 低所得者への配慮など地域の実情に応じて、市町村の計画として計上されたものに対して補助する必要があると判断したため。ただしプライバシーに配慮した設備を求めている。 (山形県)  
(注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】欄に実績なしのコメントあり。
- (2) 【③多床室】…個室ユニット化の整備を基本としつつ、地域の実情を踏まえて従来型多床室の整備も可としている。 (鹿児島県)
- (3) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」に規定されているため。 (静岡市)  
(注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】…「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」に規定されていないため。
- (4) 【①全室個室ユニット】…第4期計画において80床の大規模特養を3施設、29床の小規模特養を2施設整備する。なお、第5期計画における方針については未定。 (堺市)  
【③多床室】…第4期計画において80床の大規模特養を1施設整備する。なお、第5期計画における方針については未定。  
無認可の有料老人ホームや安い賃貸アパートにさえ入れない低所得者に対応するため。  
(注)その他、【②個室ユニット・多床室併設】欄に、基準省令上、不可であると認識している。
6. 【②個室ユニット・多床室併設】と【③多床室】の自治体
7. 【①全室個室ユニット】【②個室ユニット・多床室併設】【③多床室】すべての自治体
- (1) 【①全室個室ユニット】が原則。 (岩手県)  
【②個室ユニット・多床室併設】…保険者等地域、事業者から要望があるため。(ただし、新設の場合、一部ユニット型は認めていない。  
【③多床室】…保険者等地域、事業者から要望がある場合は、別途検討(要望事例なし)。
- (2) 【②個室ユニット・多床室併設】【③多床室】欄…H23～(予定) (茨城県)
- (3) 入所申込者には多床室希望も多く、高齢者の多様なニーズに対応するためには個室ユニット、多床室のどちらかに限ることなく、地域の実情に応じた整備が必要なため。 (群馬県)
- (4) 第4期介護保険事業計画において施設の設置主体が住民ニーズを十分踏まえ、市町村と協議した結果としてユニット型以外の施設整備を希望する場合にはその意向を尊重することとしている。 (長野県)
- (5) ただし、利用者の多様なニーズに応えるため、23年度までに限り、【①全室個室ユニット】だけでなく【②個室ユニット・多床室併設】【③多床室】も認めている。 (静岡県)
- (6) 原則として施設整備補助金は個室ユニットに限る。 (広島県)